

船舶事故調査報告書

平成27年2月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年7月20日（日） 09時52分ごろ
発生場所	香川県高松市 ^{かぶと} 兜島南方沖 高松市所在のカナワ岩灯標から真方位213° 1,050m付近 （概位 北緯34° 24.8′ 東経134° 07.4′）
事故調査の経過	平成26年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ^{ティアーアンドエム} T & MII、4.9トン 235-46532香川、丸協青果株式会社 9.60m (Lr) × 2.75m × 1.24m、FRP ディーゼル機関、213.30kW、平成18年4月 B プレジャーボート ^{はずい} 蓮井号、5トン未満 280-11253香川、個人所有 4.40m (Lr) × 1.59m × 0.70m、FRP ガソリン機関（船外機）、11.00kW、昭和55年3月21日（第1回定期検査日）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年9月30日 免許証交付日 平成21年8月31日 （平成26年9月29日まで有効） B 船長B 男性 49歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年12月9日 免許証交付日 平成21年11月26日 （平成26年12月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部に破口
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、香川県高松

	<p>市稲毛島南方沖で釣りを行った後、高松市男木島南方の釣り場に移動するため船長Aが操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船し、兜島南方沖を約15ノットの対地速力で北西進した。</p> <p>船長Aは、いつもの休日より周囲に釣り船が少なかったので、船首方に航行の支障となる釣り船などいないものと思い、椅子に腰を掛けたときに足元に落とした携帯電話を探していたところ、平成26年7月20日09時52分ごろ兜島南方において、衝撃を感じてB船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、B船から海に飛び込んだ船長Bを救助した後、高松市庵治漁港のマーリーナに救助を要請した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、兜島南方沖で、船首を北北西方に向けて漂泊し、船長Bが右舷船尾部で右舷方を向いて座り、同乗者のうち1人が右舷船首部で右舷方を向いて座り、他の同乗者が左舷船首部で左舷方を向いて座り、それぞれ釣り竿を使用して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、右舷船尾方約500mに北西進するA船を認め、これまで航行する船舶が釣りをしている船舶を避けていたので、A船がB船を避けるものと思って釣りを続けていたところ、A船にB船を避ける様子がなく、約100mに接近したので、衝突の危険を感じて同乗者と共に海に飛び込んだ直後、B船の右舷船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船の同乗者2人は、泳いでB船に戻り、B船の同乗者の1人が海上保安庁に本事故を通報した。</p> <p>A船は、自力航行により、B船は、自力航行が困難であったので、来援したマーリーナのボートにえい航され、それぞれ庵治漁港に入った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、兜島南方沖に針路を向けた際、右舷船首方に2隻、左舷船首方に1隻の釣り船を約1,200mの所に視認していた。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近を航行した経験が約20年あった。</p> <p>A船の同乗者2人は、航行中、操舵室内で休んでいた。</p> <p>船長Aは、本事故後、探していた携帯電話を操舵室内の足元にある書類入れの中から見付けた。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近での釣りの経験が約10年あった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A船は、兜島南方沖を北西進中、船長Aが、いつもの休日より周囲に釣り船が少なかったため、船首方に航行の支障となる釣り船などはいないものと思われ、足元に落とした携帯電話を探しており、見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、兜島南方沖で漂流中、船長Bが、右舷船尾方約500mに北西進するA船を認めたものの、A船がB船を避けていくものと思われ、漂流を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、兜島南方沖において、A船が北西進中、B船が漂流中、船長Aが、いつもの休日より周囲に釣り船が少なかったため、船首方に航行の支障となる釣り船などいないものと思われ、足元に落とした携帯電話を探しており、見張りを行っておらず、また、船長Bが、右舷船尾方約500mに北西進するA船を認めたものの、A船がB船を避けていくものと思われ、漂流を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 漂流中に接近する船舶を認め、当該船舶に避航の気配が認められない場合、適切な時機に衝突を回避する措置をとること。